

上峰町 障害福祉計画・障害児福祉計画



令和 6 年 3 月

佐賀県 上峰町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 障がい者福祉に関する国の動き.....	2
3. 「重層的支援体制整備事業」について.....	4
4. 医療的ケア児支援と障がいのある子どもへの支援について.....	5
5. 計画の位置づけ.....	6
6. 計画の期間.....	7
7. 計画の策定体制.....	7
8. 計画の進捗管理.....	8
9. 持続可能な開発目標（SDGs）について.....	9
第2章 上峰町の現状.....	10
1. 人口状況.....	10
2. 各種手帳所持者数.....	11
3. 前回計画の成果目標の進捗状況.....	16
4. 障がい福祉サービスの利用状況.....	17
5. 障がい児福祉サービスの利用状況.....	21
第3章 計画の目標と見込み量について.....	22
1. 障がいのある人・障がい児を対象としたサービスの体系.....	22
2. 成果目標の設定.....	23
3. 活動指標と障害福祉サービス等の見込量および確保の方策.....	27
4. 地域自立支援協議会.....	39
第4章 計画の推進に向けて.....	41
1. 障がいのある人の生活を支援するネットワークの構築.....	41
2. 推進体制の強化.....	41
資料編.....	42

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国においては、平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行など、条約の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。

また、批准以降にも、平成28年には「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成30年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年には「障害者総合支援法」の改正や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

上峰町(以下「本町」という。)では、「人と人との絆でつくり だれもが安心して暮らせるまち上峰」を基本理念に障がい福祉施策を推進してきました。近年、住民ニーズの多様化、専門性の高い課題が生じるケースなど、地域の課題は複雑化しており、今後はそれぞれ合った障がい福祉サービス等の提供やきめ細かな支援が求められています。

こうした社会情勢の変化に対応していくため、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、令和6年度以降の障害福祉サービス等の必要な見込量とその確保のための方策を定め、障がい福祉施策を効率的に推進することを目的に「上峰町障害福祉計画・障害児福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記します。

2. 障がい者福祉に関する国の動き

(1) 国の基本指針について

本計画は、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）を踏まえ策定します。第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けた新たな基本指針について、主な見直し事項は以下の通りです。

■基本指針見直しの主な事項(一部抜粋)

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(2) 国の第5次障害者基本計画について

本計画は、国の第5次障害者基本計画の趣旨も踏まえ策定します。

■障害者基本計画の概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

【計画期間】 令和5年度からの5年間

II 総論の主な内容

①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③社会情勢の変化

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
3. 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

④各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取り組みの推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

⑤施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

3. 「重層的支援体制整備事業」について

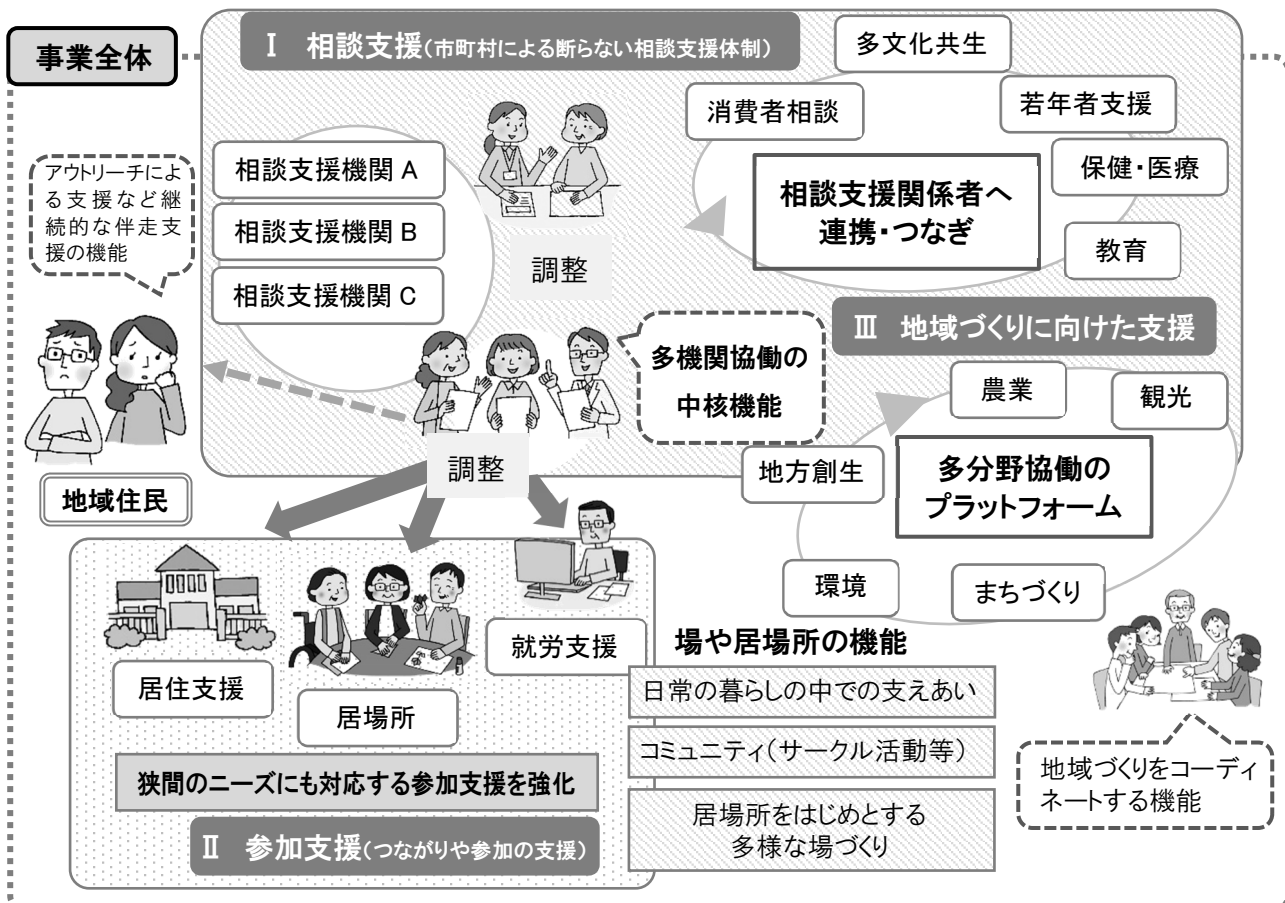
生活困窮や引きこもり、また、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、令和3年度に社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業が創設されました。重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本町においては、令和4年度より重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備事業を開始し、断らない相談窓口を設置しています。相談窓口においては、専門職を配置するとともに、関係機関と連携をとることによって、複数の課題を抱えている人に対する柔軟な支援ができる体制を構築しているとともに、窓口を訪れることが難しい人に対しては、職員が出向いて相談支援を行うアウトリーチも実施しています。また、相談を受けるだけでなく、伴走型の支援を行うことで、課題解決まで寄り添った支援を行っています。

今後、重層的支援体制整備事業の本格的な実施にあたっては、移行準備事業での支援体制を基礎に、誰一人取り残さない支援体制の構築に向けて、多機関協働の取り組みを推進していきます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、実施計画との整合性を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、本町全体の福祉の向上を目指すものとします。



4. 医療的ケア児支援と障がいのある子どもへの支援について

医療的ケア児とは、たんの吸引や経管栄養、人工呼吸器などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことです。

国においては、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、障がいや医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目指しています。

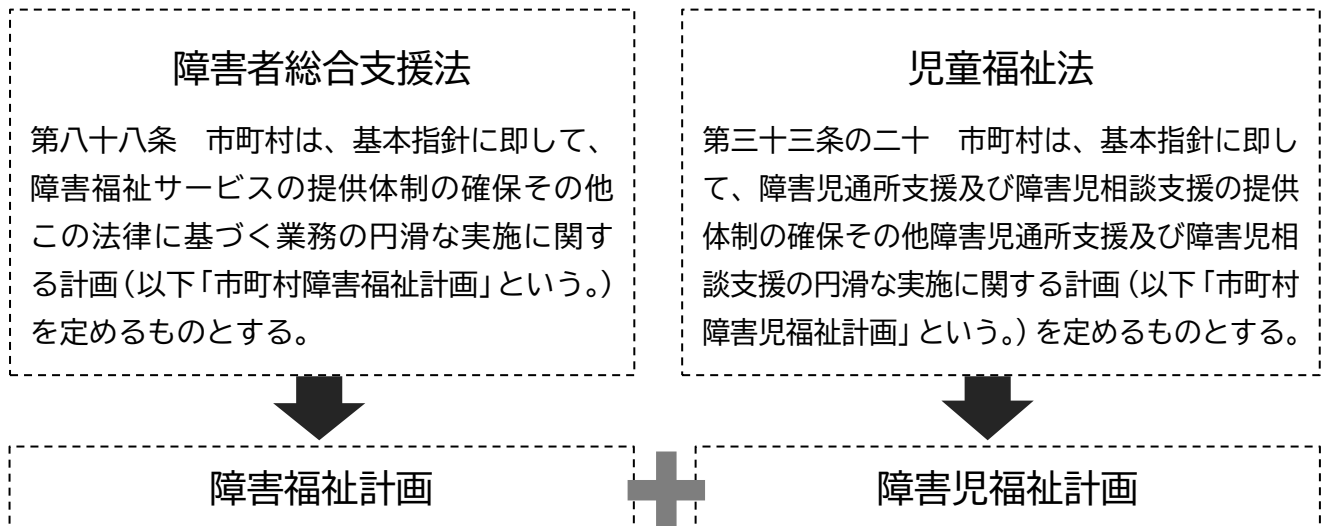
本町においては、現在、中心市街地整備事業において、医療的ケア児の受け入れ体制の整備を見据えた施設整備を進めており、障がい児福祉分野においては、それと合わせて身近な地域で医療的ケア児を支援する体制づくりに向けて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図っていくこととします。

また、医療的ケア児だけでなく、障がいを持つ子どもが地域の一員として暮らし、必要な支援やサービスを適切に受けることができるよう、子どもの個性や特性に応じた相談支援・サービスの提供体制といった成長に応じた切れ目ない支援体制を整備するほか、福祉分野だけではない幅広い連携を通して、子どもたちが健やかに育つ環境を作っていくこととします。

5. 計画の位置づけ

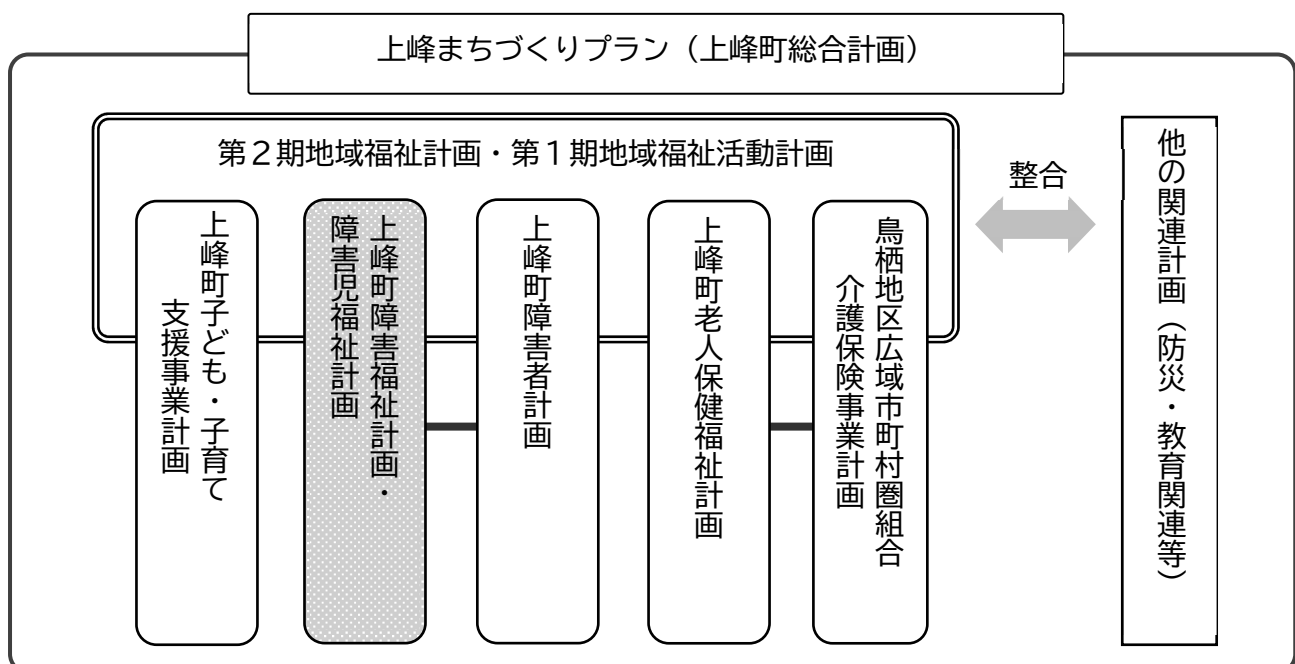
(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画

本計画は、障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービスの種類ごとに必要なサービス量を見込み、その確保のための方策等を示す「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」です。障がい福祉施策の推進にあたっては、障害者基本法に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める「障害者計画」と整合を図りながら取り組むこととします。



(2) 他計画との関係

本計画は、国及び佐賀県の関連計画を踏まえ、「上峰まちづくりプラン（上峰町総合計画）」を上位計画として、各種関係計画と調和を保った計画として策定します。



6. 計画の期間

障害福祉計画・障害児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

ただし、各種関係計画との整合性、社会情勢の変化を考慮して、必要に応じ内容の見直しを行なっています。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 6 期障害福祉計画 第 2 期障害児福祉計画			第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画			第 8 期障害福祉計画 第 4 期障害児福祉計画		
障害者計画 (平成 27 年度～令和 6 年度)				次期計画 (令和 7 年度～)				

7. 計画の策定体制

(1) 関係団体・事業所ヒアリング

障害福祉サービス事業所の活動状況や、支援を通じて感じている現状や課題等を把握することを目的として実施しました。

(2) 上峰町総合福祉計画審議会の実施

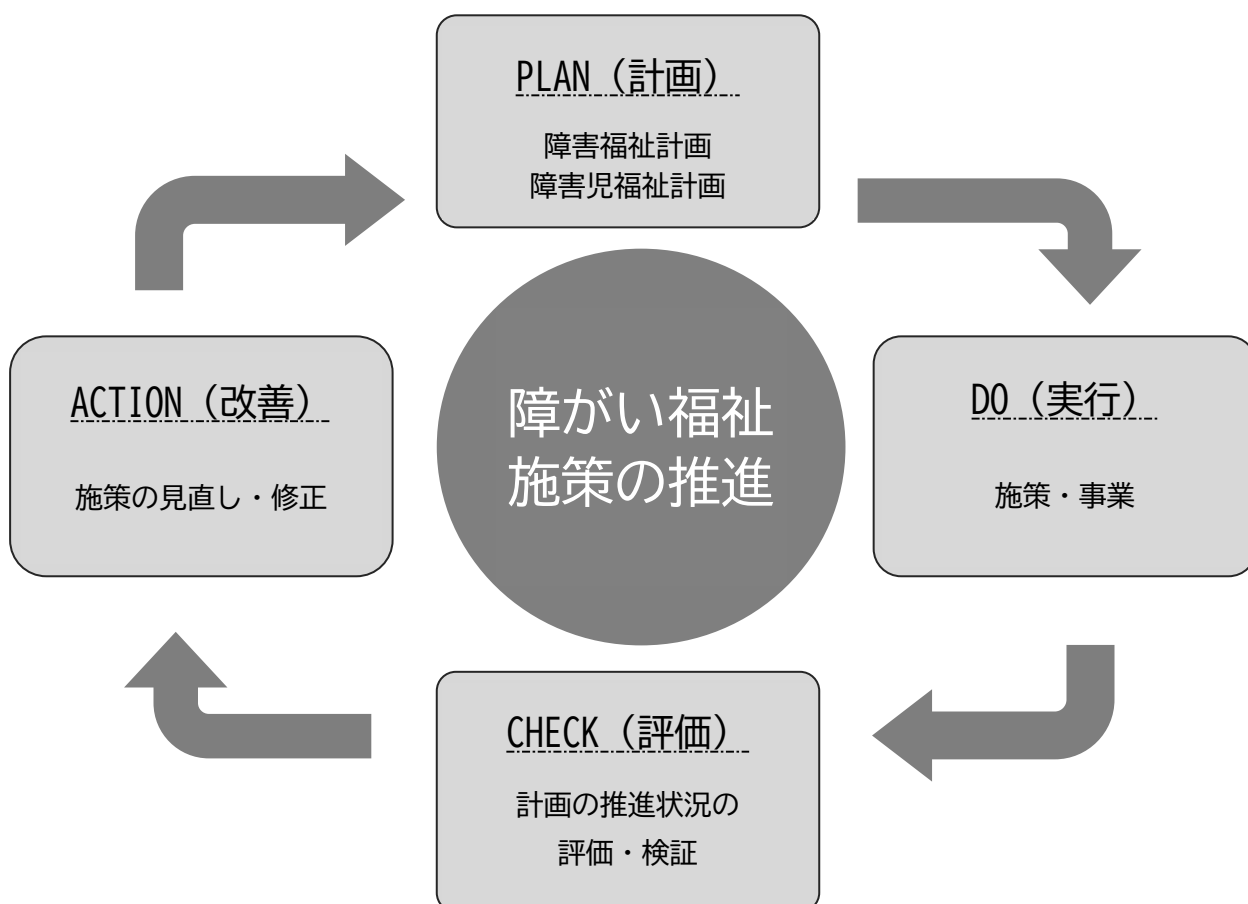
全町的な視点から計画の策定方針及び内容について協議し答申を行います。

(3) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり住民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。

8. 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、計画の実施状況の点検と進捗管理を行い、実効性のある計画を目指します。



9. 持続可能な開発目標（SDGs）について

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、SDGs）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、平成28年から令和12年の15年間で達成するために定められた国際目標です。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

■本計画に関連するSDGsのゴール



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



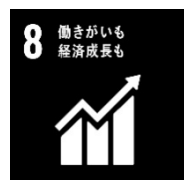
10 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



11 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



8 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

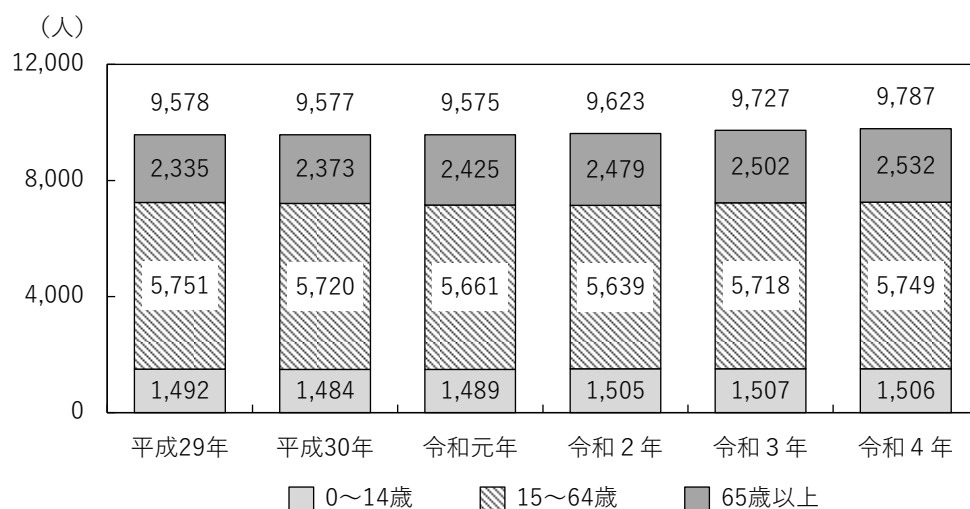
第2章 上峰町の現状

1. 人口状況

本町の総人口は、平成29年から令和元年にかけて横ばいで推移していましたが、令和2年以降は増加が続いており、令和4年には9,787人となっています。

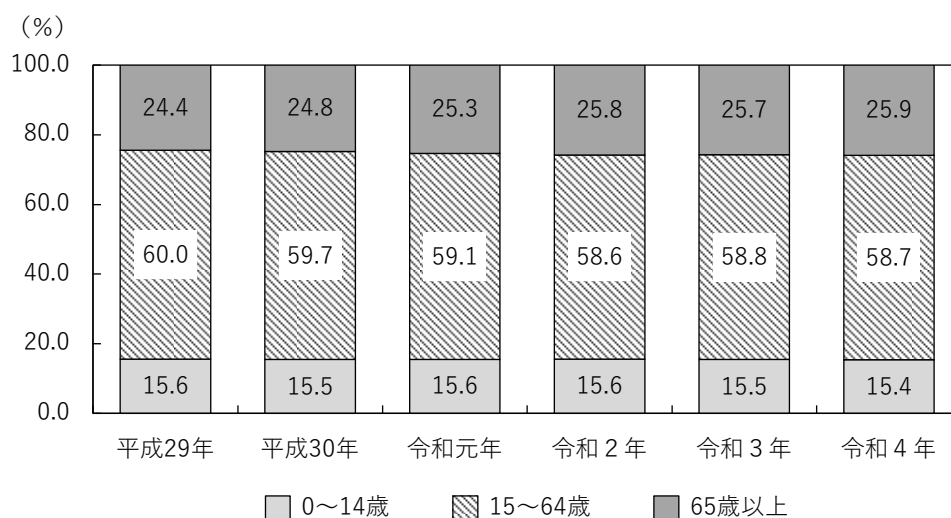
年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は平成29年以降ほぼ横ばいで推移しており、令和4年には1,506人となっています。15～64歳の生産年齢人口は平成29年以降減少が続いていましたが、令和3年に増加に転じ、令和4年には5,749人となっています。65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和4年には2,532人となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末）

■年齢3区分別人口の割合の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末）

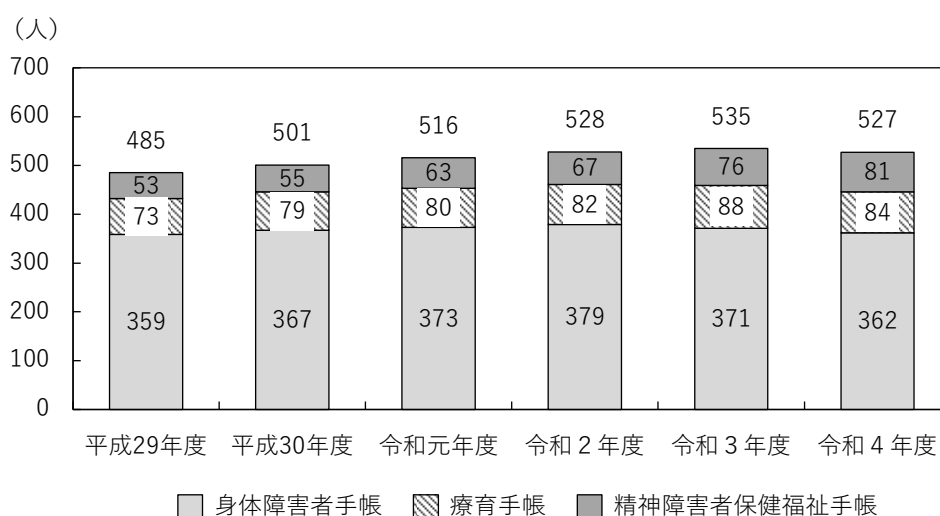
2. 各種手帳所持者数

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、平成29年度以降増加が続いていましたが、令和4年度には減少に転じ、527人となっています。

令和4年度末時点で身体障害者手帳所持者が362人、療育手帳所持者が84人、精神障害者保健福祉手帳所持者が81人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

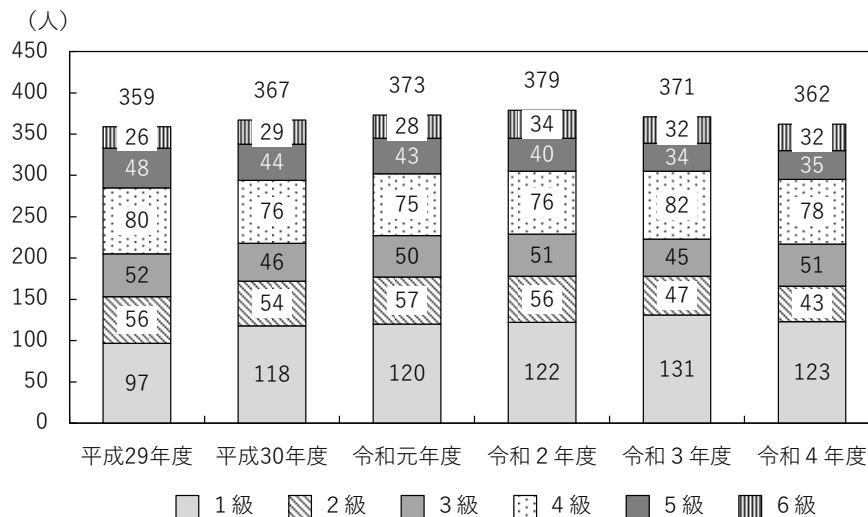


資料：健康福祉課（各年度末時点）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は、平成 29 年度以降増加が続いていましたが、令和 3 年度に減少に転じ、令和 4 年度には 362 人となっています。等級別にみると、令和 4 年度末時点で 1 級が 123 人と最も多く、次いで 4 級が 78 人、3 級が 51 人となっています。

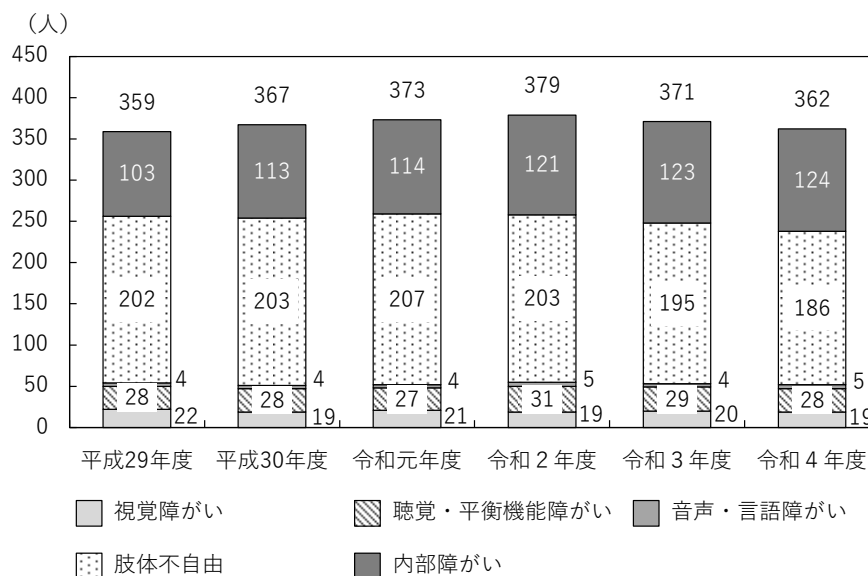
■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末時点）

障がい種別にみると、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語障がいが横ばいで推移している一方、内部障がいは年々増加しています。肢体不自由は令和元年度をピークに年々減少しています。令和 4 年度末時点で肢体不自由が 186 人と最も多く、次いで内部障がいが 124 人、聴覚・平衡機能障がいが 28 人となっています。

■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

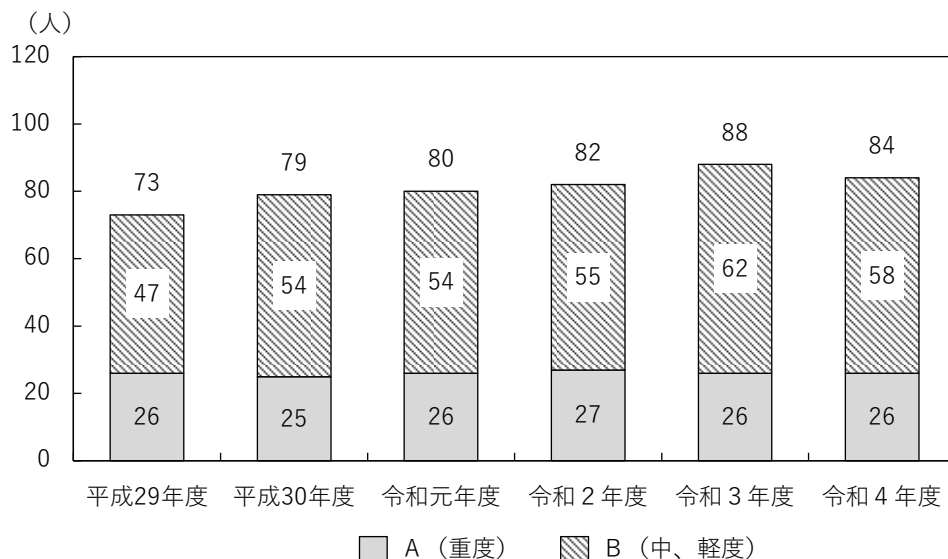


資料：健康福祉課（各年度末時点）

（３）療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は、平成 29 年度以降増加が続いていましたが、令和 4 年度には減少に転じ、84 人となっています。判定別にみると、A（重度）は横ばい、B（中、軽度）は増加傾向で推移しており、令和 4 年度末時点で A（重度）が 26 人、B（中、軽度）が 58 人となっています。

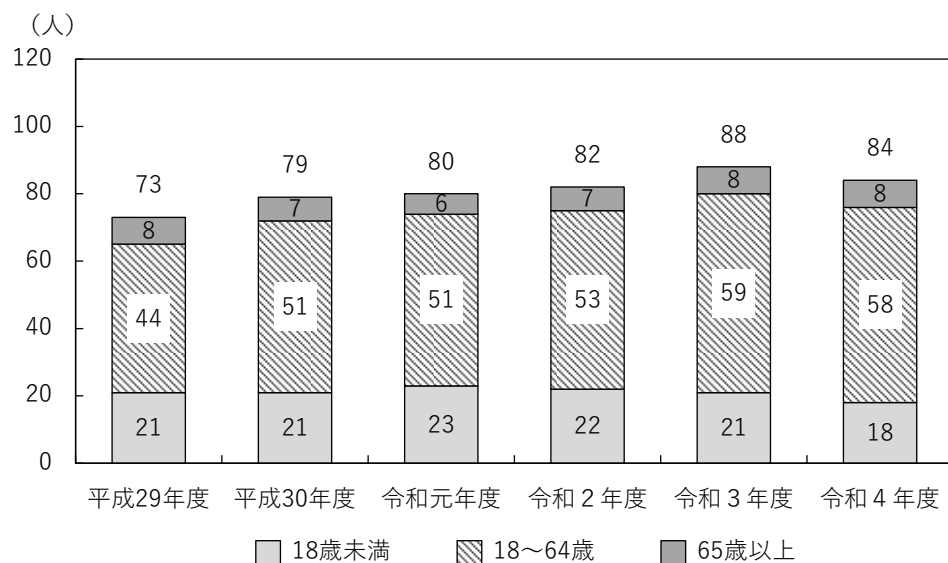
■判定別療育手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末時点）

年齢別にみると、18 歳未満、65 歳以上は横ばい、18～64 歳は増加傾向で推移しており、令和 4 年度末時点で 18 歳未満が 18 人、18～64 歳が 58 人、65 歳以上が 8 人となっています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移

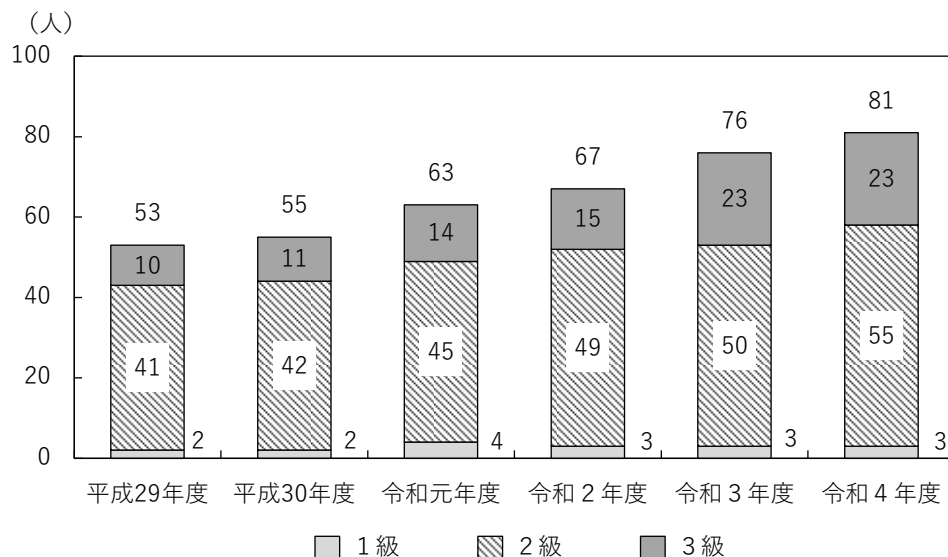


資料：健康福祉課（各年度末時点）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度には81人となっています。等級別にみると、1級は横ばい、2級、3級は増加傾向で推移しており、令和4年度末時点で1級が3人、2級が55人、3級が23人となっています。

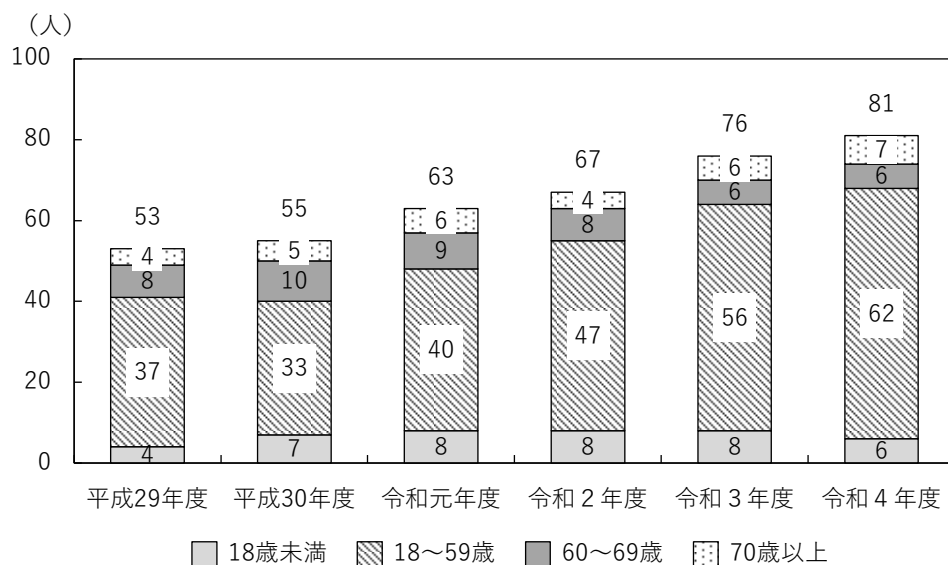
■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末時点）

年齢別にみると、18歳未満、60～69歳、70歳以上は横ばい、18～59歳は増加傾向で推移しています。令和4年度末時点で18歳未満が6人、18～59歳が62人、60～69歳が6人、70歳以上が7人となっており、18～59歳が7割以上を占めています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

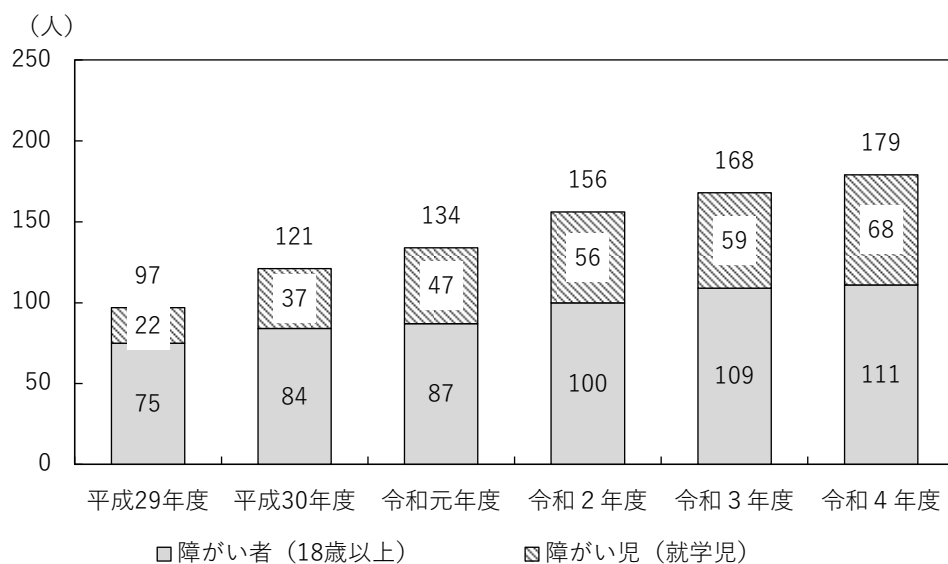


資料：健康福祉課（各年度末時点）

（５）サービス支給決定数の推移

本町の障害福祉サービス、障害児通所サービスの支給決定数は年々増加しており、令和４年度には 179 人となっています。

■障害福祉サービス、障害児通所サービスの支給決定数の推移



資料：健康福祉課（各年度末時点）

3. 前回計画の成果目標の進捗状況

前回計画において、令和5年度末を目標年次とした成果目標を設定しています。令和4年度時点の進捗状況は次のとおりです。

成果目標	項目	令和5年度 目標値	令和4年度 実績
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	1人以上	1人
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	—	設定なし	—
(3)地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の確保	設置済み	設置済み
	地域生活支援拠点等の年1回以上の運用状況の検証及び検討	年1回以上	年5回
(4)福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設利用者の一般就労への移行者数	3人	0人
	就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	1人	—
	就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	1人	—
	就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	1人	—
	就労定着支援事業の利用者数	2人	0人
(5)障がい児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までの、児童発達支援センターの設置	圏域設置済	圏域設置済
	令和5年度末までに、保育所など訪問支援を利用できる体制を構築	町内構築済	町内構築済
	令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置	圏域確保	圏域確保
	令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	圏域設置済	圏域設置済
	令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	圏域未配置	圏域未配置
(6)相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	圏域確保済	圏域確保済
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	サービスの質の向上を図るための取組を開始	構築済	構築済

4. 障がい福祉サービスの利用状況

※令和5年度は見込み数

(1) 訪問系サービス

サービス名		時間／月			人／月		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	実績値	264	348	342	18	19	21
	計画値	266	284	302	15	16	17
重度訪問介護	実績値	297	295	295	1	1	1
	計画値	7	7	7	1	1	1
同行援護	実績値	7	5	10	1	1	2
	計画値	8	8	8	1	1	1
行動援護	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	12	12	12	2	2	2
重度障害者等包括支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

サービス名		人日／月			人／月		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	実績値	378	380	400	22	21	23
	計画値	338	338	338	17	17	17
自立訓練（機能訓練）	実績値	4	6	10	0	1	1
	計画値	23	23	23	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	実績値	36	6	36	2	1	2
	計画値	78	78	78	3	3	3
就労移行支援	実績値	38	48	50	3	3	4
	計画値	20	20	20	1	1	1
就労継続支援（A型）	実績値	229	202	234	11	10	12
	計画値	209	227	246	11	12	13
就労継続支援（B型）	実績値	645	704	720	37	40	43
	計画値	684	721	740	37	39	40
就労定着支援	実績値				1	0	0
	計画値				1	2	2
療養介護	実績値				3	3	3
	計画値				3	3	3
短期入所 (ショートステイ)	実績値	4	6	5	1	1	2
	計画値	18	22	26	5	6	7

(3) 居住系サービス

サービス名		人／月		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	実績値	21	24	25
	計画値	15	16	17
施設入所支援	実績値	13	14	14
	計画値	12	12	11
自立生活援助	実績値	0	0	0
	計画値	0	0	1

(4) 相談支援

サービス名		人／月		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実績値	24	25	27
	計画値	22	27	33
地域移行支援	実績値	1	1	1
	計画値	1	1	1
地域定着支援	実績値	0	0	0
	計画値	1	1	1

(5) 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

サービス名		実施の有無		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有	有	有
	計画値	有	有	有

②自発的活動支援事業

サービス名		実施の有無		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
	計画値	有	有	有

③相談支援事業

サービス名		箇所		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	実績値	1	1	1
	計画値	1	1	1
サービス名		設置・実施の有無		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
	計画値	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	計画値	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
	計画値	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

サービス名		人／年		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実績値	1	0	0
	計画値	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス名		実施の有無		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
	計画値	無	無	有

⑥意思疎通支援事業

サービス名		件／年		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実績値	10	9	10
	計画値	1	1	1
手話通訳者設置事業	実績値	0	0	0
	計画値	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

サービス名		件／年		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	実績値	2	2	2
	計画値	1	1	1
自立生活支援用具	実績値	3	2	2
	計画値	1	1	1
在宅療養等支援用具	実績値	2	1	1
	計画値	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	実績値	2	0	0
	計画値	1	1	1
排泄管理支援用具	実績値	122	120	120
	計画値	102	93	85
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実績値	0	0	0
	計画値	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

サービス名		人／年		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業※	実績値	11	4	10
	計画値	1	1	1

※鳥栖・三養基地区圏域共同開催の総参加者数

⑨移動支援事業

サービス名		時間／年			人／年		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実績値	14	184	51	2	3	3
	計画値	9	9	9	1	1	1

⑩地域活動支援センター

サービス名		人／年		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実績値	0	0	0
	計画値	0	0	1

⑪日中一時支援事業

サービス名		人／年		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実績値	6	6	6
	計画値	22	26	31

⑫社会参加事業

サービス名		件／年		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	実績値	0	0	0
	計画値	1	1	1

⑬訪問入浴サービス事業

サービス名		人／年		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス 事業	実績値	3	3	3
	計画値	2	2	2

5. 障がい児福祉サービスの利用状況

(1) 障がい児通所支援等

サービス名		人日／月			人／月		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実績値	85	115	134	13	17	20
	計画値	65	73	81	8	9	10
放課後等 デイサービス	実績値	376	463	480	52	58	65
	計画値	428	455	482	47	50	53
保育所等訪問支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	1	0	0	1
医療型児童発達支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	1	0	0	1
居宅訪問型児童発達 支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	1	0	0	1

(2) 障がい児相談支援

サービス名		人／月		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	実績値	9	12	18
	計画値	5	6	6

第3章 計画の目標と見込み量について

1. 障がいのある人・障がい児を対象としたサービスの体系

障がいのある人・障がい児を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は、以下のようになっています。



2. 成果目標の設定

本計画における成果目標を、本町の実情を考慮し、以下のとおりに設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本方針	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

◆町の成果目標

項目	町の考え方	目標
【基準】施設入所者数(令和4年度末)		15人
地域生活への移行者数(令和8年度末)	令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数	1人以上
施設入所者数の削減数(令和8年度末)	令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数	1人以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
	令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の設定。
	令和8年度末における退院率の目標値を、それぞれ入院3か月後時点で68.9%以上、入院後6か月時点で84.5%以上、入院後1年時点で91.0%以上として設定することを基本とする。

◆町の成果目標

町の考え方
国の基本指針で定められた3項目は、現行計画においても、都道府県単位で目標値の設定を行う項目であり、本町独自の目標値の設定は行いません。しかし本町では、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムとして、自立支援協議会を活用して関係機関で連携体制をとっており、長期入院患者の地域生活への移行にあたっては、同体制で協議を進めます。

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針	令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
	令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備(圏域での整備も可)を進める。

◆町の成果目標

項目	考え方	目標
地域生活支援拠点の充実	鳥栖・三養基地区圏域内に1か所設置済のため、今後も支援の充実を図ります。	実施済
地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討	コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、運用状況の検証・検討を行い、機能の充実を図ります。	年1回以上
強度行動障がい有する者への支援体制の整備	令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備(町内または圏域)を進めます。	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とし、就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型事業は1.29倍以上、就労継続支援B型事業は1.28倍以上とする。
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
	就労定着支援事業は、令和3年度の利用者の1.41倍以上とする。
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

◆町の成果目標

項目	町の考え方	目標
一般就労への移行者数	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上	3人
①就労移行支援事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上	1人※
②就労継続支援A型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上	1人※
③就労継続支援B型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上	1人※
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	本町では事業所を設置していないため、目標値の設定は行いません。	—
就労定着支援事業利用者数	令和3年度の利用者の1.41倍以上	2人以上
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	本町では事業所を設置していないため、目標値の設定は行いません。	—

※令和3年度の移行者数は0人のため

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
	令和8年度末までに、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、すべての市町村又は各圏域において、保育所等訪問支援など、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

◆町の成果目標

項目	町の考え方と目標
児童発達支援センターの設置	鳥栖・三養基地区圏域内に設置されている児童発達支援センターの運営を圏域との連携のもと支援していくとともに、新たなセンターの確保に努めます。
保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	町内及び鳥栖・三養基地区圏域内で事業を行う事業所への支援を行うとともに、引き続き町内事業所での実施拡大に向け働きかけます。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	鳥栖・三養基地区圏域内に2か所設置済のため、今後もサービス提供体制の確保を図ります。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	鳥栖・三養基地区圏域内に1か所設置済のため、今後もサービス提供体制の確保を図ります。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	鳥栖・三養基地区地域自立支援協議会内で協議及び医療的ケア児コーディネーター養成研修を行っており、引き続き、医療的ケア児及び家族負担の軽減を図るための対策とコーディネーターの適切な配置を検討していきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

◆町の成果目標

項目	町の考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	鳥栖・三養基地区地域自立支援協議会内で、相談支援事業所のアセスメントやコーディネータ力の向上を目指した研修や、多職種とのネットワークづくりや連携を深め、相談支援体制の充実・強化に努めていきます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針	令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。
--------	--

◆町の成果目標

項目	町の考え方
障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	佐賀県が実施する研修等へ参加することで職員の資質向上を図るとともに、事業所のサービス提供内容を分析・共有できる体制整備を行っていきます。また、対象事業所への指導監査を適正に実施し、関係自治体と共有する体制整備を行っていきます。

3. 活動指標と障害福祉サービス等の見込量および確保の方策

本計画における活動指標等を、本町の実情を考慮し、以下のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行等

①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事援助、通院時の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい・精神障がいによる行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時における移動中の支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的にを行います。

【見込み量】

(総利用時間、実利用人数)

	単位	実績（見込み）	計画値			
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
居宅介護 （ホームヘルプ）	時間／月	342	375	424	473	
	人／月	21	23	26	29	
重度訪問介護	時間／月	295	295	295	295	
	人／月	1	1	1	1	
同行援護	時間／月	10	10	10	10	
	人／月	2	2	2	2	
行動援護	時間／月	0	10	10	10	
	人／月	0	2	2	2	
重度障害者等 包括支援	時間／月	0	0	0	0	
	人／月	0	0	0	0	

【確保のための方策】

- ・町内事業所だけではなく、圏域内の事業所の情報提供に努めます。
- ・住み慣れた地域で安心して生活できるようサービス事業者との連携を図るとともに、質の高いサービスが提供できるよう担い手育成に向け、研修などへの参加を事業者に働きかけます。
- ・重度の障がい者が地域で暮らしていくために、対応できる事業所や人材の確保、サービスの質の向上など十分なサービスの確保に努めます。
- ・介護保険と連携し適切にサービスを利用できるように情報共有体制の構築を図ります。

②日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人、または年齢50歳以上で障害支援区分2以上である人を対象に、昼間に入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障がい者を対象に、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障がい・精神障がい者を対象に、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。このサービスを通じて、一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行を目指します。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難、かつ、就労経験のある障がいのある人等に対し、生産活動等の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。利用者は、職業技能や体調管理能力、コミュニケーション能力等を身につけ、最終的には就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。
就労定着支援	一般就労した障がいのある人の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込み量】

(総利用時間、実利用人数)

	単位	実績（見込み）	計画値			
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
生活介護	人日／月	400	500	508	515	
	人／月	23	25	27	29	
自立訓練（機能訓練）	人日／月	10	16	16	16	
	人／月	1	1	1	1	
自立訓練（生活訓練）	人日／月	36	52	52	52	
	人／月	2	3	3	3	
うち精神障がい者の 利用	人日／月	0	17	28	28	
	人／月	0	1	2	2	
就労移行支援	人日／月	50	55	60	65	
	人／月	4	5	7	9	
就労選択支援	人／月	-	2	2	2	
就労継続支援（Ａ型）	人日／月	234	273	312	351	
	人／月	12	14	16	18	
就労継続支援（Ｂ型）	人日／月	720	725	730	735	
	人／月	43	47	51	55	
就労定着支援	人／月	0	1	1	1	
療養介護	人／月	3	3	3	3	
短期入所	人日／月	5	12	16	20	
	人／月	2	3	4	5	

【確保のための方策】

- ・ 町内事業者だけではなく、圏域内の事業所の情報提供に努めます。
- ・ 地域包括ケアシステムを構築していくうえで、自立に向けた各サービスは今後も需要が高まることが予測されることから、事業者との連携のもとサービスが安定的な提供を確保します。
- ・ 就労系サービスの充実に向けて事業所に働きかけるほか、一般の企業に対しても障がい者雇用の理解促進や定着支援といった働きかけを行います。
- ・ 短期入所については、近年利用が減少傾向にありましたが、今後の緊急時の預かり先やレスパイトケアとしての利用を見据えて、事業所と連携した受け入れ態勢の確保を図ります。
- ・ サービスの利用にあたっては、本人の意向を十分に踏まえたうえで、支援方針を検討し、適切な利用となるよう努めます。

③居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労している、もしくは就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい・精神障がい者で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、主に夜間に共同生活を行う住居(グループホーム)で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所が困難な人、または生活介護の対象となっている障がい者を対象に、施設に入所して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、理解力、生活力等を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じた随時の対応を行います。

【見込み量】

(実利用人数)

		単位	実績（見込み）	計画値			
			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
共同生活援助 （グループホーム）		人／月	25	25	30	35	
	うち精神障がい者の 利用	人／月	5	6	6	7	
	うち重度障がい者の 利用	人／月	5	6	6	7	
施設入所支援		人／月	14	14	14	14	
自立生活援助		人／月	0	0	0	0	
	うち精神障がい者の 利用	人／月	0	0	0	0	

【確保のための方策】

- ・親亡き後の自立した生活や福祉施設・医療機関から地域生活への移行、居宅からグループホームへの移行等を見据え、民間の活力を利用したグループホーム等の整備を推進します。
- ・質の高いサービスが安定的に提供されるよう事業者との連携を図ります。

④相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がい者やひとり暮らしへと移行した障がい者等が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等必要な便宜を供与します。

【見込み量】

(実利用人数)

	単位	実績（見込み）	計画値			
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
計画相談支援	人/月	27	32	35	41	
地域移行支援	人/月	1	2	5	12	
うち精神障がい者の利用	人/月	1	2	2	2	
地域定着支援	人/月	0	1	1	1	
うち精神障がい者の利用	人/月	0	0	0	0	

【確保のための方策】

- ・障がい者基幹相談支援センターを中心に、連携を強化しながら情報の共有・検討を行い、相談支援に携わる人材の専門性の向上や、困難ケースの対応などを通じて地域の課題の集約などを図り、充実した相談支援体制を構築します。
- ・町内事業者を中心に参入を働きかけ、相談支援専門員の段階的な増員や質の高いサービスの提供が行われるよう、サービス事業者との連携を図ります。
- ・相談支援等においては、重層的支援体制整備事業とも連携し、サービス利用とその後の生活支援について、柔軟な支援に努めます。

⑤地域生活支援事業

I 必須事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービス等の必要な情報の提供と利用の援助、専門サービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡・調整し、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について、必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を町役場の窓口を設置します。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【見込み量】

	単位	実績（見込み）	計画値			
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	
相談支援事業	箇所	1	1	1	1	
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	人／年	0	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	無	無	有	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	10	10	10	10	
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	
介護・訓練支援用具	件／年	2	3	3	3	
自立生活支援用具	件／年	2	2	2	2	
在宅療養等支援用具	件／年	1	1	1	1	
情報・意思疎通支援用具	件／年	0	1	2	2	
排泄管理支援用具	件／年	120	120	122	125	
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	0	0	0	0	
手話奉仕員養成研修事業※	人／年	10	15	20	20	
移動支援事業	時間/年	51	68	85	102	
	人/年	3	4	5	6	
地域活動支援センター	人／年	0	0	0	0	

※鳥栖・三養基地区圏域共同開催の総参加者数の見込み

【確保のための方策】

- ・ 支援を必要としている人が適切に選択することができるよう、利用実績等を踏まえて各事業の充実に向けて取り組みます。
- ・ 各種支援事業について広く住民への周知を進めます。

Ⅱ 任意事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人等に日中における活動の場を提供することで、日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を確保します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がい者手帳所持者で就労、通院等のため免許を取得した方に、自動車運転免許取得費用を助成します。また、運転を可能とするために車両を改造した場合、自動車改造費用を助成します。
訪問入浴サービス事業	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

【見込み量】

(実利用人数・件数)

	単位	実績（見込み）	計画値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日中一時支援事業	人/年	6	6	6	6	
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	件/年	1	1	1	1	
訪問入浴サービス事業	人/年	3	3	3	3	

【確保のための方策】

- ・ 制度の周知を行うとともに、事業者の新規参入を促進しながら、適切なサービスが利用できるように努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	単位	実績（見込み）	計画値			
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	0	1	1	1	
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人／年	0	10	13	16	
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	0	1	1	1	
地域移行支援における精神障がい者の利用者数（再掲）	人／年	1	2	2	2	
精神障がいのある人の地域定着支援利用数（再掲）	人／年	0	0	0	0	
共同生活援助における精神障がい者の利用者数（再掲）	人／年	5	6	6	7	
自立訓練（生活訓練）における精神障がい者の利用者数（再掲）	人／年	0	1	2	2	

【確保のための方策】

- ・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場等を活用し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。地域移行や定着に向けて、暮らしの基盤づくりの支援を充実させます。

(3) 地域生活支援の充実

	単位	実績（見込み）	計画値			
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
地域生活支援拠点設置箇所数	箇所／年	1	1	1	1	
コーディネーター配置人数	人／年	0	1	1	1	
運用状況の検証及び検討の実施回数	回／年	5	5	5	5	

【確保のための方策】

- ・本町では鳥栖・三養基地区圏域において地域生活支援拠点を1か所整備しており、今後も圏域での連携した運用に努めるとともに、定期的な運用状況の検証・検討やコーディネーターの適正な配置に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針で定められた4項目は、都道府県単位で目標値の設定を行っているため、本町独自の活動指標の設定は行いません。

(5) 発達障がい者等に対する支援

【確保のための方策】

- ・本町では、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施、ペアレントメンターの養成は実施していませんが、今後、子育て分野と連携し、障がいのある子どもを育てる親に対応したプログラムの検討や、事業所への働きかけを通して、将来的な実施に向けた検討を進めます。
- ・発達障がいのある子どもをもつ保護者や家族、本人同士が集まり、お互いの相談や情報交換を行うピアサポート活動についても、実施に向けたニーズの把握や情報収集を進めます。

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

①障がい児通所支援・障がい児相談支援

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子ども（未就学）を対象とした通所訓練です。
放課後等デイサービス	主に小学生から高校生までの学校に通っている障がいのある子どもが学校の帰りや夏休み等の長期休暇に利用する訓練です。
保育所等訪問支援	保育所等に定期的に訪問し、障がいのある子どもやスタッフに対して、集団生活に適応するための専門的支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障がいのある子どもに対する児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障がい児相談支援	児童福祉法の障害児相談支援の対象者に、障害児支援利用計画を作成し、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整や、一定期間ごとの計画の見直し(モニタリング)を行います。

【見込み量】

(総利用日数、実利用人数)

	単位	実績（見込）	計画値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	人日/月	134	161	194	234	
	人/年	20	24	29	35	
放課後等デイサービス	人日/月	480	500	530	560	
	人/年	65	72	78	84	
保育所等訪問支援	人日/月	0	1	2	3	
	人/年	0	1	2	3	
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	
	人/年	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	
	人/年	0	0	0	0	
障がい児相談支援	人/月	18	20	25	30	

【確保のための方策】

- ・障がい児の療育及び訓練、また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれるため、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようサービス提供体制の確保に努めます。
- ・質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を図ります。
- ・相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がい児の相談支援体制の充実を図ります。

②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

	単位	実績（見込み）	計画値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（鳥栖・三養基地区圏域）	人	0	1	1	1	

【確保のための方策】

- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、鳥栖・三養基地区圏域で協議を行い、圏域で1名の配置を目指すとともに、関係機関との連携を行います。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者本人や家族の抱える悩みに対して相談窓口を明確にし、相談員の資質向上に取り組むことで適切な助言を行える体制を構築します。

【確保のための方策】

- ・ 基幹相談支援センターと相談支援事業者が連携しながら、総合的・専門的な相談支援体制を構築するとともに、相談窓口を地域住民に幅広く周知を行います。
- ・ 町内の指定特定相談支援事業所に対して定期的な実地指導を行うとともに、地域自立支援協議会において、個別事例を検討することで相談員の資質向上に取り組みます。

(8) 障がい福祉サービス等の質を向上させる取り組みに係る体制の構築

【見込み量】

	単位	実績（見込み）	計画値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障がい福祉サービス等に係る研修への町職員、保育士・小中学校職員の参加人数	人／年	0	1	1	1	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回／年	0	1	1	1	

【確保のための方策】

- ・ 県が実施する初任者向け研修や、権利擁護・虐待防止に関する研修等へ積極的に参加するよう働きかけます。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の活用に努めます。

4. 地域自立支援協議会

(1) 目的

総合相談窓口に寄せられた相談等を、地域で解決していくために行われる実務者レベルの定例会議を主体としています。関係機関、障がいのある人やその家族が相互の連絡を図ることで、地域における支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を図り、地域の実情に応じたシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として市町村が設置します。

(2) 実施主体

上峰町・鳥栖市・基山町・みやき町

＊総合相談支援センター キャッチに事務運営を委託

(3) 構成メンバー

圏域内の行政・教育・医療・福祉等 141 団体に構成

(4) 専門部会

部 会	目 的
障害者差別解消支援地域部会	障害者差別解消法の施行後の社会の変化を検証し、社会参加を促進するための地域意識の高揚に努める。虐待の事例検討を通して情報共有と事案発生時の対応、再発防止について検討する。
こども部会	未就学期、就学期での困りごとを共有しながら、こども達の生活全体を協議していく。また、医療的ケア児支援連携強化ワーキンググループで、本人や家族が安心して支援を受けられるよう実態や現状を把握し、課題を抽出して、医療的ケア児の支援体制の整備につなげていく。
くらしの支援部会	2つの協議会で構成する。 【地域移行・退院促進協議会】 障がい福祉の資源としての量の確保とともに、入所施設や医療機関と地域の連携がスムーズに行われるためのシステムづくりを検討する。 【生活の場協議会】 さまざまな生活の場の資源や課題を知り、障がい者自身が求める生活のイメージを描き、情報や課題を共有できるネットワーク支援等を検討する。
相談支援部会	指定相談支援事業所の課題解消と質の向上を図るため各種勉強会を行う。また病院や福祉施設からの地域移行や地域定着が適切に実施できるよう指定一般事業所の役割を理解し、指定一般事業所の増設に向け働きかけを行うなど、質と量の確保を推進する。

部 会	目 的
就労支援部会	研修会やグループワークを通し、各事業所での取り組みや課題について議論を深め、変化していく障がい者雇用についても情報の共有を図る。また、障がいのある当事者同士の活動である「みんなの会」に対しても必要なサポートを行っていく。
地域生活支援拠点検討会	障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態を図る。 具体的には、①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり の5項目についての協議の場とする。

(5) 地域自立支援協議会の主な目的・機能

機 能	目 的
評価機能	・中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用
情報機能	・困難事例や地域の現状、課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・権利擁護に関する取り組みを展開

第4章 計画の推進に向けて

1. 障がいのある人の生活を支援するネットワークの構築

(1) 庁内体制の整備

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者間で情報を共有し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

(2) 地域ネットワークの強化

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療機関、教育機関、雇用関係、施設関係、住民等のさまざまな立場からの参画を得て開催されている地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

(3) 国、県、近隣市町との連携

障がいのある人の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものも多いため、国や県の新しい動向を踏まえ、整合をとりながら、施策を推進していきます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

障がい福祉サービスの利用は、町内だけでなく近隣市町のサービス事業所への利用もあることから、町内における連携体制だけでなく、近隣市町との連携した支援体制の検討や情報共有のもと、取り組みを推進します。

2. 推進体制の強化

本計画を推進していくためには、行政だけでなく企業、NPO（民間非営利組織）やボランティア等の組織・団体、そして住民の方々が、それぞれの立場に応じて役割分担と連携を行い、社会全体として協働して取り組んでいくことが必要です。

住民や各種組織・団体と協力体制の構築に取り組むとともに、障がいのある人や介助者のニーズや実態を把握したうえでの適切な事業の実施に努めます。

資料編

○上峰町総合福祉計画審議会設置条例

平成26年3月19日

条例第7号

(設置)

第1条 地域の住民と行政機関が協働し、町の福祉向上を図ることを目的とした総合福祉計画を策定するため、上峰町総合福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、町長に答申する。

- (1) 計画の策定方針及び内容に関する事項
- (2) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体代表者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する町長への答申をもって終了するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査及び審議するために、次に掲げる専門部会を置き、当該各号に定める事項を調査及び審議するものとする。

- (1) 地域福祉部会 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による上峰町地域福祉計画に関する事項
- (2) 障害者福祉部会 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による上峰町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による上峰町障害福祉計画に関する事項
- (3) 老人保健福祉部会 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による上峰町老人保健福祉計画に関する事項

- 2 審議会は、前項各号に定める事項以外の事項を調査及び審議するため、必要に応じその他の専門部会を置くことができる。
- 3 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 4 専門部会に専門部会長（以下「部会長」という。）及び副専門部会長（以下「副部会長」という。）を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、専門部会の会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 審議会は、専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第94号）の定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

上峰町総合福祉計画審議会委員名簿

	氏名	役職
1	平井 賢治	医療法人平井内科 理事長
2	吉富 和樹	社会福祉法人 上峰町社会福祉協議会 事務局次長
3	古川 明美	上峰地区地域包括支援センター センター長
4	藤田 亮子	上峰地区地域包括支援センター 生活支援コーディネーター
5	藤木 和久	かみみねデイサービスセンター 管理者
6	三橋 弥生	特定非営利活動法人 総合相談支援センターキャッチ 主任相談支援員
7	高島 啓子	特定非営利活動法人わっしょい 児童発達支援管理責任者
8	原 和也	ふれあいかん 管理者生活支援員
9	片淵 賢司	上峰町教育委員 教育委員
10	大石 尚男	上峰地区日常生活圏域部会 委員
11	時津 昌昭	上峰町老人クラブ連合会 会長
12	福島 敬彦	上峰町民生委員児童委員協議会 副会長
13	塩浦 真由子	上峰町民生委員児童委員協議会 主任児童委員
14	堤 公子	上峰町親の会 会長
15	松永 康明	鳥栖保健福祉事務所 所長
16	弥永 正一	総務課 危機管理対策監

上峰町

障害福祉計画・障害児福祉計画

令和6年3月

発行：佐賀県上峰町健康福祉課

〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1

TEL：0952-52-7413（直通）